

人愛 幸せを求めて ⑳

2003～2012
国連識字の10年

すべての人々に教育を

インターネットによる人権侵害

IT社会にふさわしい人権感覚を

インターネットは、知りたい情報を探したり、メールでコミュニケーションをはかったりするなど、非常に便利な手段として、多くの人が利用しています。

しかし一方で、匿名で利用できることを悪用して、他人のプライバシーにかかわる情報を無断でインターネット上の掲示板などに流し、特定の個人や団体を中傷するといった問題も多発しています。

不特定多数の人に、一瞬で情報が伝わってしまうインターネットの特性は、利用のしかたによって、非常に深刻な人権侵害につながります。

平成14年(2002年)5月には、プロバイダ責任制限法(1)が施行され、掲示板などで中傷を受けたり、個人の権利が侵害されるなどの問題が起きた場合、プロバイダ(2)がこれらの情報を削除したり、発信者の

情報を開示できるようになりましたが、インターネットによる人権侵害はあとを絶ちません。

インターネットを利用する際には、相手の顔がみえなくても、常にお互いの人権が存在していることを意識することが大切です。自分が発信する情報に責任を持ち、インターネットを正しく利用しましょう。

- 1 プロバイダ責任制限法
- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律。
- 2 プロバイダ
- インターネット接続事業者。(人権啓発広報編集委員会)

人権啓発パネル展

女性週間ポスターから見る女性の人権確立のあゆみ展
30日(木)～12月5日(火)
人権文化センター(長谷町)
12月7日(木)～12月10日(日)
大和人権文化センター
時間はいずれも9時～18時30分(土・日曜日は9時～17時)
問い合わせ先 人権文化センター
(☎0848661111) 大和人権文化センター(☎0847331308)

人権標語

(中学1年生の作品)

つくろうよ 差別をなくす 大きな輪



相談内容

5年間住んでいたアパートを、結婚を機に引き払うことにしました。入居当時の敷金は、16万円でしたが、大家さんが「クロスを張り替えたりしないといけない」と言って、返金されませんでした。本当に、敷金はかえってこないのでしょうか。

アドバイス

借主が賃貸住宅を退去する際には、住宅の通常の使用に伴って生じた損耗を除いて、原状回復する必要があります。しかし、この相談の場合、相談者は1人住まいで通常の暮らしをしており、クロス傷みは自然損耗分として主張することができます。貸主との話し合いの結果、敷金は全額返還されました。

原状回復とは、借主が借

敷金はかえってこないの？

消費生活相談

りた当時の状態に戻すことではありません。通常の使用で生じたテレビや冷蔵庫の後部壁面の黒ずみなどは、入居当時の状態よりも悪くなっている場合、修繕費などを借主が払う必要はないとされています。建物の減価償却費として賃料があると考えると、借主の不注意によって生じた破損や、結露などの放置による壁のカビやシミは、責任を問われ費用負担を求められる場合があります。住宅の使用開始時には、写真を撮るなどして状況を記録しておくことも大切です。

消費生活相談室

☎0848676410

とき 3日、23日を除く月(金曜日10時、12時、13時、16時)
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談

10日(金)14時～16時

久井保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課

☎0848676072

☎084864103